

## L・デュギーの初期法思想

安 次

### はじめに

ギルヌー大学におけるその弟子にして同僚たるボナール (Roger Bonnard) は、より「法学としての偉大なる破壊力」と書かれ、高柳賢三によると「公法学界の革命児」と評されたレオ・ド・デュギー (Léon Duguit, 1859-1928) の研究領域は基礎法学・公法学・私法学・国際法学に及び、しかもその法思想の全容は、旺盛なる批判精神を基礎とした建設的体系をなしている。およそ新たな学的体系を目指す研究者の態度形成は、既存の学的体系の充満なる把握とそれに対する軽妙なもの批判を契機とするが、その批判は往々にして社会的・経済的・政治的・文化的諸状況の反映として捉えられる。デュギーの場合もその例外ではない。「破壊力」といふ「革命児」というも、いずれも、一九世紀末葉から今世紀初頭にかけてのフランス法学界の上潮流とそれをとりまく諸状況の乖離現象の中で生み出されたものにほかならない。その乖離現象とは何か。

大革命を経たフランスは、一八〇四年のナポレオン法典によって資本主義経済体制の法的基盤を固めて発展するが、それを支えた法

学界の主流は、いわゆる註釈学派 (Ecole de l'exégèse ou Ecole exégétique) の法典万能主義 (Réticisme de la loi écrite et codifiée) である。それは、議会の制定する法律を国民の「一般範疇」 (Volonté générale) の表明として捉え、法律以外の法源 (慣習法・判例法・条理・法の一般原則等) を認めないと、いう法律絶対視=法律の無欠缺性の信奉、およびそれにもとづく法律解釈の形式論理的・幾何学的方法を特色とする。すでにすぐれた研究がなされてい

るよう、フランス資本主義の形成発展という歴史的制約のもとで、ナポレオン法典の制定と註釈学派の形成との間には不可分な関係がある。すなわち、一方で、ナポレオン法典は、所有権の絶対性・契約の自由・過失責任の原則にもとづく私的自治の法制を樹立するものであったが、それは王権による自由の制限を極力排除し、市民の自律性を前提として市民社会の発展を捉えようとする一八世紀啓蒙思想の延長線上に位置づけられる。他方で、註釈学派は、法律を「一般意思」の表明として捉え、その無欠缺性を信奉することによって、法外からの価値的判断を排除せんとする。資本主義の順調な発展過程においては、市民の全生活過程が法律それ自体の内に包摂され得

るかい、註釈学派の形式論理的な法解釈方法は、社会的現実に対する充分な対応力を保持しうる。かくして、ナボンオン法典が資本主義的法観念を内在化したものであるとすれば、註釈学派はその法観念を具現する主体として機能しえたのである。

しかし、その後ナボレオン三世（在位一八五〇—七〇）の産業育成政策によって飛躍的に発展したフランス資本主義は、一九世紀後半から独立化の傾向を強め、当初期待されていた「調和」はそもそも大きな社会的矛盾の現出によって裏切られてゆく。法典の自己完結性を信奉し、その形式論理的註釈に専念していた法学界の主潮流は、かかる状況下にあって充分な対応をなしえなくなる。法神論をはじめとする法学研究における視野の拡大が要請される。それは法科学確立への要請でもある。

デュギーは、前述のフランス法学界において、この要請を強く意識していた研究者の一人である。法科学確立への学的欲求は、既存の法学的世界に対する「破壊」と「革命」を伴ねねえなか。デュギーはその糸口をひきこみ睨むしたのか。それは社会学 (la sociologie) や統計 (Auguste Comte, 1798-1857) によるが、ルカーム (Emile Durkheim, 1858-1917) は敗北難がれた社会学ば、フランスのみなみや世界の社会学 (Sociologie) が、前述の世界の花形といつてよ。おもむろにデュギーの依拠した社会学ば、Sociologie による表現のほか、Sociologie scientifique, Etudes sociales, Science sociale 等の表現がみえてゐる。あるいは彼自身、「人々が社会として社会学 (la sociologie) による特有の術語で示していふのはいいものの社会科学 (sciences sociales) やあ」、「それは個々の社会科学の総体を意味や」とか、「社会科学といふ用語は決して单一の科

学を示すものではな」、「少し事實の觀察によつてやれ、あらゆるト・プリオリな原理から解放された社会科学・実証科学 (sciences positives) の総体を意味するものである」とのべてゐるが、今日の画面上の社会学とさうよりも広く社会科学全般を包括するものと考へられる。後述するべく、一方で、ボルヌーの回憶であつたデュルカームの社会学はデュギーに強い影響を与えてゐるが、他方で、イギリスのスペンサー (Herbert Spencer, 1820-1903) の社会有機體論の時代を風靡しており、デュギーはスペンサーとして出発する。いずれにしろ、法学者としてのデュギーの出発点をなしでいるのは社会学の研究であり、彼の初期法思想を特徴づけているのは社会学的思潮である。彼の一貫した研究方法である社会学的実証主義 (Le positivisme sociologique) は、その初期段階において輪郭を整えたとみてよ。」であつた。

本稿はデュギーの初期の性唱のやう「憲法学と社会学」(Le droit constitutionnel et la sociologie, 1889)、「社会学セミナー」(Un séminaire de sociologie, 1893)、「権力分立と一七八九年の国民議会」(La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789, 1893)、「近代國家の諸義理—選択的構成」(Des fonctions de l'état moderne—Etude de sociologie juridique, 1894) の回憶やを中心として彼の初期法思想を紹介検討するものであるが、彼の思想がその旺盛なる研究活動とともに大きな変遷を示していくにむかは注意しなければならぬ。その代表的なものに限つていふれば、第一に、初期段階で採られてくる社会有機體論が「國家・客觀法・実定法」(L'Etat, le droit objectif et la loi positive, 1901) に降放棄され、代りに「國家主権」(La souveraineté de l'Etat, 1911)、初期改訂では譲るが、国家主

「権」(souveraineté de l'Etat)や「権利」(droit subjectif)といった伝統的法概念が、彼の依拠する実証主義の深化と共に放棄されるようになるということ、第三に、初期段階では個人的意識と社会的意識の関係が必ずしも明瞭なかたちで論じられていないが、実証主義の深化と共に前者を軸に論じられるようになるとこうしたこと、第四に、初期段階では実証主義の名において、「価値」の問題について極めて禁欲的であるにもかかわらず、晩年には「正義」の問題がその実証主義の名において取扱われるようになる(『憲法論』*Traité de droit constitutionnel* 第二版一九二一年)ということである。なお、これらの諸変遷を巡視していくことは、デュギーの生涯の法思想における基本的問題は、社会連帯主義的法理論をめぐる「事実」と「価値」の問題だということである。つまり、実証主義的方法によつて社会的事実として捉えた「社会連帯」(solidarité sociale)が、彼自身の価値的思考によって規範に転化されていく点である。したがつて、彼の初期法思想を紹介検討する本稿においても、これらの諸変遷をもたらす原因がそこに秘められていないかという点に注意するところだ、その思想的背景についても考慮したい。

デュギーの法思想については、わが国においても早くから(特に戦前において)多くの紹介と検討がなされているが、それらの大半は『国家・客観法・実定法』以降における彼の法思想を対象としたものである。デュギーの法思想の展開が右にみたような多くの変遷を内含していることを考へると、その原因を探る意味においても、初期法思想に着目することは意味なしとしない。なお、本稿がデュギーの初期作品のうち四論文に限定したのは、彼の初期法思想の展開が中期―後期における社会連帯主義的法理論のいわば予備的作業

となつているという観点からみた場合、その作業の全容がいの因論文のうちに看取されると考へるからである。といひて、この因論文を発表順に紹介してゆくのも一つの方法であるが、そこには論点の重複があるほか、ある程度共通したテーマも見られるので、こゝでは、(1)社会学の科学性の探求—(2)憲法学への視点—(3)国家論の展開、という観点からみてゆくとする。なお、デュギーの法思想の時代区分については、中期―後期の法思想を考察し終えた段階であらためて問題にするとして、いづれも一九〇一年の『國家・客観法・実定法』が公刊されるまでの段階を初期法思想として捉えておきたい。

① Roger Bonnard, Léon Duguit, Ses œuvres, Sa doctrine, Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger, t. 46, 1929, p. 25.

② 帝国大学新聞 NO. 284(昭和 11・12)の中、「高柳賢三は当時のフランス法学界に占めるデュギーの位置を次のように据えてくる。「フランスの大學、殊にパリ大学には数多くの知名な、専門的な学者がある。然しその各田の狭い学問の領域を超えて、思想的に、方法論的に、従つて又世界的に影響を與へて居る学者としてはトルーズのオーリョー、ナンシーのショリー、ボルニーのデュギーの三人を挙げることが出来るであらう。オーリョーとショリーはイデヤリズムの傾向の強い法律理論として知られている。そしてこの二人に対してレオン・デュギーはレアリズム・ショリティックを置換する。」

③ 野田良之「註釈学派と自由法」『法哲学講座』第三卷一九九頁以下を照。なお、註釈学派の歴史的評価など、本稿よりの譜文を多く負つてゐる。

④ L. Duguit, Le droit constitutionnel et la sociologie, Revue

「社会はそれ自体として生命ある存在である」。その内部構造は生物個体 (individus vivants) によって生きた細胞の集合体 (agréat de cellules vivantes) である。社会現象はそれらの細胞の動および反応によるものである。それゆえ、科学的生物学 (la biologie scientifique) が存在するならに科学的社會學 (la sociologie scientifique) も存在し得る。

この立場がスペンサーの社會有機體論の影響を受けたものであることは疑いない。現にデュギーは、「社會学セミナー」においてスペンサーに「及して」、「邊法學と社會學」においても、スペンサーのいう「高等有機體」 (super-organiques) の現象としての社會現象を貫く法則を確定するところが社會學の任務であるとのべている。ボナールはこの点を次のように評価している。「この場合、彼の精神は、スペンサーの哲學によって完全に支配されてゐる。彼は正確かつ熱狂的に、また、イギリスの哲學者の不可知論的實證主義 (la positivisme agnostique)、あるいはその社會有機體論を採用する。かくして彼は、社會學を生物学の延長だと考えるのである。……それゆえ、實證主義・進化論および有機體論といったものが、デュギーの社會學の最初の特徴なのである。この時点においては、スペンサーは明らかに彼の精神の絶対的な師なのである。」

しかし、デュギーの初期諸論文において、どの程度までスペンサーの社會有機體論が消化されていて、それは必ずしも明瞭ではない。同様の立場で、スペンサーは生物體と社會體との類似性として、(1)成長 (growth) の連續性、(2)成長に伴う漸進的な分化 (progressive differentiation of structures)、(3)構造の分化に伴う漸進的な機能分化 (progressive differentiation of functions)

(4)機能と器官 (機関) との密接な相互依存関係および進化、(5)有機的単位 (units) の結合、(6)構成単位の生命 (the lives of the units) に対する集合体の生命 (the lives of the aggregate) の連続性の六点をあげ、これらは實質上近いこと、(1)生物有機體は連續やら (in close contact) 単位から成る統一體 (a concrete whole) であるのに対し、社會有機體は連續せず (not in contact) 分離せる単位から成る統一体 (a whole which is discrete) であるといふ。(2)生物有機體では生理的作用による協同が見られるのに對し、社會有機體では感情表現および思想表現の「語によつて」、分離せる単位の協同 = 相互依存の協同 (co-operation) が見られると、(3)生物有機體では感覺中枢の意識の集中が見られるのに対し、社會有機體においては個人が意識の主体であり、その意味において、「社會はその構成員の利益のために存在するのであって、その構成員が社會の利益のために存在するのではない」ということをあげてある。このことから、スペンサーの社會有機體論には、全体として極めて強い個人主義的傾向が看取されるのである。デュギーがスペンサーの社會有機體論の影響を受けていることは否めないとして、「社會学セミナー」および「邊法學と社會學」においては、あまりにも素朴ながたちで普遍的決定論を採用してゐるが、國家を社會有機體の脳脊髓神經中枢 (un centre nerveux cerebro-spinal) もしくは脳脊髓中枢 (le centre cerebro-spinal) として位置づけられて、後に、後述するようだ、個人性の意識に対する社會性の意識の優位性を説いていくことから、スペンサーの個人主義が充分に解されてゐるか否かについては疑問が残る。それゆえ、ボナールの立場、「この時点にお

いては、スペンサーは明らかに彼（デュギー）の精神の絶対的な師であるとまで断言しうるか、いささか疑問である。

それはともかくとして、デュギーが有機体論の基本的枠組によつて社会学と自然科学（とりわけ生物学）の類似性を捉え、そのことによつて前者の科学性を論証しようとしていることは確かである。この観点から、デュギーは社会学の科学性に対して向かられてきた批判を検討している。その批判の第一は、社会学が未だ確定的な結論（conclusions précises）に到達していないことから、その科学性は疑わしいところである。これに対してデュギーによれば、社会学は「最近形成されたにすぎず、創造期にして模索期にあるのだから、不完全な結論しか提示できないとしても驚くにはあたらない。」

社会現象は多様かつ複雑であつて、それゆえにこそ社会学は、人間精神史(*l'histoire de l'esprit humain*)の最後の段階で現われてきたのである。この認識は、うまでもなくコントの社会学、とりわけ神学的＝虚構の段階→形而上学的＝抽象の段階→科学的＝実証の段階という人間知識の三段階の発展法則に負うものである。なお、デュギーは社会学の発展を妨げてきた要因として、社会的諸問題を実験的に処理することの不可能性および種々の偏見のほか、従来、社会学の方法として演绎的方法(*la méthode déductive*)が排他的に採用されてきたことを挙げている。デュギーは、ある一つの絶対的原理から結論を演绎する方法の具体例として自然法論をあげているが、後述するように、彼によれば、この絶対的原理自体の真理性は科学的に証明されていない。それゆえ、「発見における仮説の役割を否定することなく、観察の方法が唯一科学的な方法であること

を肯定しなければならない」。

社会学の科学性に対する批判の第二は、社会学における予見の不可能性という点である。しかし、デュギーによれば、これとても社会学が現状において未完成であることから生じている一時的現象であつて、社会的事実＝社会現象に関する観察と分析が積み重ねられれば、予見もまた可能になる。予見不可能性といふことであれば、その科学性について疑問を抱かれる事のない気象学(*la météorologie*)にもあてはまることがある。それゆえ、デュギーによれば、社会学に対する予見不可能性という批判は適切ではない。

ところで、この問題をめぐって、デュギーがデュルケームの社会学の方針に多くを負つていることが推察される。というのも、デュルケームはボルドー大学の社会学および教育学の講座を担当するようになつた一八八七年の作品「社会学講義——開講の言葉」(*Cours de science sociale: Leçon d'ouverture*)において、社会学を「他の実証科学に伍していける一つの新しい科学」として位置づけ、その方法を提起せんとして次のように述べているからである。「人間の自由はすべての法則の概念を排除し、あらゆる科学的予見は不可能である」という主張がなされるであろうか。諸君、そんな反対があつてもわれわれはそれに動かされてはならない。そしてわれわれはこの反対を軽蔑することによってではなく、方法的にこれを無視することができるるのである。」)に明らかなように、デュルケームにとって、社会学における予見不可能性の問題は、究極的には人間の自由意思をめぐる問題に統びついており、彼はこれを形而上学の問題であつて実証科学の問題ではないとの基本的態度をとるのである。後述する」とく、デュギーもまたこの基本的態度を継承しているといえる。

(2) 人間の自由意思をめぐる問題——この問題は当時の科学的社會学の重要な問題であるが、社會学は物理学的・生物学的現象とは異った人間の自由意思に基づくところの行為現象・社會現象を対象とするがゆえに、傾向の法則 (*lois de tendance*) や近似的法則 (*lois approximatives*) は確定であるとしても、眞の科学的法則 (*véritables lois scientifiques*) を確定することはできないという批判がなされた。しかし、デュギーによれば、この問題は「自由意思」(libre arbitre) をめぐる形而上学の問題であるから、このような「純然たる形而上学的觀念から導き出された反論は、専ら諸事実の直接的觀察に基づく科学には対置しえない」。彼のこの態度は、先にみたデュルケームの基本的態度に全面的に依拠するものである。そのことを明らかにするには、デュルケームの次のような論述を引くだけで充分であろう。デュルケームはいう。「人間が自由であるか否かをきめる問題はたしかに関心のもとされる問題であるが、この問題は本来形而上学において論ぜられるべき問題で、実証科学はそれに対して関心をもつ必要はないし、またもつべきではない」。「社會学の決定論は自由意思とは相容れないものだ」という反論がある。

だが、もし本当に自由の存在が一切の確定的法則の否定を含んでいなければ、そのような自由は、ただ単に社會にとってのみならず、およそ一切の科学にとって克服しえない障害物であることになる。なぜなら、人間の意思はつねに何らかの外在的な運動と結びついているのだから、自由はわれわれの内部においてと全く同じように、われわれの外部においても決定論を理解しがたいものにしてしまふからである。しかし、自然科学の可能性に異議をさしはさむような人は、自由意思の信奉者のうちにさえ、もはや唯一人としている。

ない。社會学についてはなぜそうではないのであろうか? <sup>(8)</sup>

このように、デュギーは、デュルケームにならって自由意思を形而上学の問題であるとして、それを社會学から排除せんとする基本的態度をとっている。しかし、彼はこの基本的立場から逸脱することを承知のうえで、あえてこの問題を検討して次のような結論を得ている。それによると、たとえ人間が世界の既存の秩序すなわち普遍的決定論をまねがれんとする意思を有しているとしても、普通の状況においては人間は意識的にこの決定論に従う。つまり、たとえ何人の個人的意思がこの決定論に対立する傾向を有しているとしても、それは一連の事物に何らの影響力も有せず、全体としては、自由意思は常に意識的にこの決定論に従う。このことをよく証明するのが統計学 (statistique) である。それは、人間の自由意思に依拠しているかに思われる社會的事実が、実は数学的な恒常性を伴って生起していることを示している。それゆえ、デュギーによれば、この「恩恵深き統計学のおかげで、これらの諸事実の進化が幾何学的曲線 (une courbe géométrique) によって表わされうるであろう日も遠くはない」。

なお、このこととの関係で、社會技術 (art social) をめぐる問題も扱われている。デュギーによれば、技術とは、人間の自由にして意識的な行為に基づき、何らかの決定的な結果を得んとする諸手続の総体である。ところが、先にみたごとく、人間の自由意思に基づく行為は決定論に従う。そうだとすれば、社會技術の存在領域も必ずと限定されたものとなるざるをえない。それはいかなる領域か。ここでデュギーが着目するのは、「社會連帶」(solidarité sociale) を意識する人間のありようである。彼によれば、人間は社会性と個人

性を結びつける緊密な「社会連帶」を意識する存在である。それゆえ、社会技術とは外的、妨害的原因による「社会連帶」の損失を防がんとする意識的行為の産物にほかならない。ところで、人間の意識が普遍的決定論に従うものである以上、右の損失を防がんとする意識的行為は、「社会連帶」に関する科学的認識を前提とする。この意味では、デュギーにとって社会技術とは、「社会連帶」に関する科学的認識に基づく政策決定にほかならない。社会技術は人間の自由意思に基づくものであるとはいへ、社会現象を以て法則の科学的認識に先行するものではなく、その法則に従って行使される場合にのみ有意義となる。

以上が自由意思および社会技術についてのデュギーの考察であるが、そこには彼の生涯の法思想をめぐる問題点の一部がうかがえる。最初にやれたように、デュギーの中期—後期の作品で展開される社会連帶主義的法理論の最大の問題は、「社会連帶」をめぐる「事実」と「価値」の問題である。彼はこの「社会連帶」を初期段階では純然たる事実であると強調しながら、後期においてはそれを「正義」という価値それ自体に結びつけてゆく。つまりデュギーは、個人性と社会性という人間の二重の意識に基づく社会の存在様式を「社会連帶」という純然たる事実問題として考察しながら、そこから「類似による社会連帶(*la solidarité sociale par similitude*)」<sup>6</sup>は商業による社会連帶(*la solidarité sociale par division du travail*)を弱めるような何ともなすべきではない。双方の形態における社会連帶を増強するために、個人にとって実質的に実践可能なあらゆることをなせ」という社会的行為規範を導き出し、わざにその規範が「人間本性の永久的要素」(*élément permanent de la nature humaine*)にして時空を超えて「すべての人間の魂」に内在する「正義のサンチマム」(*la sentiment de la justice*)に基づけられていると高く至るものである。結局、彼の法理論は事実と価値の両極を行徧することになる。

この問題については彼の中期—後期の法思想を考察する際に検討することとして、ここではその「彷徨」の原因の一つが自由意思の論証のしかたに求められることを指摘しておきたい。先にみたように、デュギーは、一方では、自由意思の問題は形而上学の問題であって科学的な社会学の問題ではないという基本的态度をとりつつも、他方では、その基本的态度から逸脱することを承知のうえでこの問題に言及し、普遍的決定論に従うものとして自由意思を位置づけた。ところが、そのことに敵すれば人間の意識的存在性が看過されてしまう。たしかに、デュギーは有機体論の基本的構造を用いて社会現象を説明するが、後述するように、社会と生物体とを絶対的な同一性を有するものと見ていくのではなく、人間の意識の進化に対応させて社会の発展を捉えんとする視点を設定している。この視点からすれば、社会現象は決定論のみによつても説明しきれないし、また自由意思のみによつても説明しきれない。そこで彼は決定論と自由意思という両者をつなぐ橋として「社会連帶」なる概念をもち出してくるのである。その場合、意識的存在たる人間によって構成される「社会連帶」は、一方では普遍的決定論に基づく純然たる社会的事実として、他方では自由意思に基づくべき価値として位置づけられてゐるのである。それゆえ、彼自身の解釈いかんによつては、その「社会連帶」は決定論の方にも傾きうるし、逆に自由意思の方にも傾きうるのである。

なお、この点について、「かれの科学と art の区別は、事実と価値の区別に対応するもののはずであった。ところが、デュギーは、この区別を決定論と自由意思したがって、科学と形而上学の区別に対応させて理解したのである」との見方もあるが、デュギーは、自由意思を形而上学の問題として排斥するという基本的態度をとったうえで、社会技術の存在領域を限定的に認めていたにすぎないのであるから、彼が、科学と技術との関係を無媒介に決定論と自由意思、科学と形而上学の関係として捉えていたと断定することにはいささか疑問が残る。すでに若干のべたように、デュギーは社会有機体論に依拠しているとはい、生物有機体からの類推のみによっては社会現象を説明しきれないことをすでに考慮にいれているのである。それゆえ彼は、決定論のみによつても自由意思のみによつても説明しきれない社会現象を、意識的存在たる人間によつて構成される「社会連帶」に着目することによって説明しようとしたのであり、この「社会連帶」との関連で社会技術の問題が考察されていると考えたい。デュギーの論述は必ずしも明瞭ではないが、ここではそれを、自由意思と決定論—その媒介概念としての「社会連帶」をめぐる科学と技術、という図式で捉えておきたい。

(3) 社会的意識をめぐる問題——社会的意識 (*la conscience sociale*) が存在するか否かという問題も、当時の社会学の重要な問題である。しかしデュギーによれば、この問題は「普遍性」(universelle)に関する問題として中世の哲学者を魅了したが、社会的意識は、それ自体としては、いわば「形而上学的实体」(entité métaphysique) にすぎず、観察の方法によつては解きえない。それゆえ、実証科学的には、社会的意識は独自的にではなく、個人的

意識を介してのみ考察されうる。「集合的意識の法則を発見するためには、個人的意識の法則を知つてることが必要である」とデュルケームがいうように、デュギーにとっても、個人的意識の正確な内容把握が前提となる。そこでデュギーは、あらゆる個人的意識の二重性に着目する。彼によれば、個人としてと同時に社会的細胞として存在する「人間は、常にその固有の人格についての意識と同時に、彼がその一部を構成している集団についての意識を有している」。この個人性と社会性の意識は、相互につり合ひを保つて成長する。しかし、人間は社会的動物であつて、ルソーのいうよだな孤立せる「自然人」ではないから、社会性の意識が個人性の意識に先行する。人間の最初の観念は社会的観念であり、原始人には集団の観念しか見られない。かくしてデュギーは、デカルトの「われ想う、ゆえにわれあり」に対して、「われ社会を考える、ゆえに社会あり」(*Je pense la société, donc la société est.*) というのが人間精神の根源的觀念であるとのべる。

なお、デュギーは、「高等な生活を営む諸生物が下等生物と異なるのは、その構成部分の性能および機能が明晰に異質化することによって諸部分がより一層個性を表現しているからである」というスペンサーの進化論・有機体論を人間の意識の進化にスライドさせて、社会発展とともに個人性の意識が形成され、漸次社会性の意識に優位するに至るとも述べているが、全体としては、スペンサーの個人主義よりも社会優位の思想を重視しているという印象が強い。

このように、デュギーは独自的な社会的意識の存在を形而上学の問題であるとして排斥し、個人的意識を介して考察しているが、初期段階では、そこにおける社会性の意識に重点が置かれているよう

に思われる。」の点、「初期ド・ダギーは、個人とは別個独立の社会の存在を認めるに反応し、ある個人の意識を器質とする（その意味で、個人の意識を全く離れては存在しない）といひて、個人意識とは区別された生の意識の存在可能性を、形而上学の問題としては認めて、いるが、後期ド・ダギーになると、個人と区別された生的 existence の社会の観念を否定するのに対応して、意識も純粹に個人の意識に限定してしまふ」といわれるようだ。初期段階における社会的意識の考察は必ずしも明瞭とはいえないが、彼の実証主義の深化に依れて形而上学との袂別も徹底し、個人的意識を基軸にした社会連帶主義的法理論が展開されるようになる。

以上、社会学の諸問題の考察において、ド・ダギーはスグンヤーの社会有機体論の基本的枠組を踏襲しつつ、コントローラーで社会學を人間精神史の最後段階として位置づけ、デュルケーマの社会学に依拠して理論構成しているとみて大過ないであらう。そして、その詰結論は多かれ少なかれその後に展開される彼の社会連帶主義的法理論の基礎となるものである。」のやうな社会学的諸考察は、ド・ダギーの「ライフ・ワークである憲法等とともに関連して」あるのであらうが、初期段階に限らず、云々をみる。

- ① L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., p. 484.
- ② ibid., p. 488
- ③ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, Revue internationale de sociologie, 1893, N°3, p. 202.
- ④ ケーフーの超有機体論 superorganism=superorganique が超體「超有機体」ではなく「超級有機体」であると記す。これは「超級有機体論」の誤りである。
- 林忠治「社会有機体論の研究」(著者名不詳)長谷川義重、山田正一著、本編第三回 pp. 118-119

◎指掌の影響を受けた、「三義有機体」に対する影響も大きい。

◎ L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., p. 488.

◎ Roger Bonnard, *Leon Duguit. Ses œuvres, sa doctrine*, op. cit., p. 8.

◎ H. Spencer, *The Principles of Sociology*, vol. 1, 3rd ed. New York, 1887, pp. 437-445.

◎ ibid., pp. 445-450.

◎ 「ソシエティ井上『法と社会』」言……」と思ふ。取扱ふてこの論文の大半は戦前のものである。さて、ハセタトノトシのド・ダギーを捉えたがゆえ、次のようなるべくある。「ド・ダギーの如く個人主義的原理を固守しながら、またド・ダギーは、通常時よりは少しく離れた社会有機体論と個人主義的原理との矛盾を嘗めねばならぬ」(11回目)

◎ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, op. cit., p. 202.

◎ E. Durkheim, *Cours de science sociale: Leçon d'ouverture*, 1887, dans *La science sociale et l'action*, (Jean-Claude Filoux éd.), 1970, Paris, p. 83. 今度・用意多額「社會科學第一回講義」『アントワネット・ド・ダギー』(1887)

◎ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, op. cit., p. 203.

◎ E. Durkheim, op. cit., p. 83. 三三二二一九三〇。

◎ E. Durkheim, *Sociologie et sciences sociales*, op. cit., p. 143. 前掲三二一九〇四。

◎ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, op. cit., p. 204.

◎ ibid., p. 204.

◎ 三三三三二九三〇。『社會科學第一回講義』(アントワネット・ド・ダギー)。

◎ L. Duguit, *L'Etat, le droit objectif et la loi positive*, 1901, Paris, p. 91.

◎ L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, Tome 1, 3éd., 1927, Paris, pp. 118-119

◎ 1) の決定論を端的に示すのはデュギーの次のような講述である。「偉大な人間は所与の環境の総体の必然的産物であり、その偉大な人が諸要素の一つであるところの社会状態は、その社会状態を支配する自然法則に従つてゐるのである。社会を創るのが偉大な人間ではなく、偉大な人間を創るのが社会ならやである。」 L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., p. 494.

◎ 著者印・前掲五百五頁。

◎ E. Durkheim, op. cit., p. 86. 前掲脚註二、一長六二。

◎ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, op. cit., p. 207

◎ ibid., p. 207.

◎ H. Spencer, *Social Statics*, 1880, New York, p. 479. なお、林忠海・前掲二三〇頁以下参照。

◎ 著者印・前掲五百九頁。

## II 憲法学への視点

憲法学は一八八九年七月一日のデクレによつて学部課程としてとり入れられるようになり、デュギーはポルト大学法學部でこれを担当することになる。「憲法学と社會學」という論文で展開されるデュギーの憲法学への視点は、先にみてきた社會學的考察と當時のフランス法學教育の実状に対する批判を基礎としている。法學教育の実状について、デュギーは次のように述べている。「法學部の教授たちは俗事(profanes)に無縁な世界に生きんとしている。すなわち彼らは旧態依然とした研究に閉じ込められ、能力もなく、現代社會の変転する諸要求に無関心となり、わが國の法律學(Jurisprudence)の進歩をあたかも楽しんでゐるかのように無視し

ながら、何の目的もなく回の利益もない難儀な推論による解釈、すなわち厄介で無益な知識しか学生たちに教えていない」。いうまでもなく註釈學派に対する批判であるが、このような批判は當時の社會學研究者にとってほぼ共通するものであつた。たとえば、デュルケムは先にみた「社會學講義——開講の言葉」において、社會學の講座が開設されるに際し、それを法學部に置くべきであるとの意見があつたことを紹介したあと、次のように述べている。「こうした細心の注意が証明していることは、もともとすぐれた人びとは今日、法學專攻の学生が純然たる解釈學的研究だけに閉塞しない」とが必要だと認めていることである。もし法學專攻の学生が實際法典の注釈だけに全時間を費し、したがつて、各法律についての唯一の関心事が立法者の意図が何であつたらうかを推測するだけであるなら、立法者の意志のみを法の唯一の源泉とみることを慣習とするであろう。ところで、これは文字を精神とみ、外觀を現実とみると、力によって削られるのが、いかなるプロセスを経て固定化され、いかに変化してゆくのか、つまり広い意味での立法過程と法の変遷を法學專攻の学生に学ばせなければならないことを説いている。したがつて、デュギーの批判が決して独断ではなく、社會學的なものの見方。考え方が當時の法學に対しても強く要求されていることが知れる。なお、蛇足であるが、この点は、わが國の法學教育が一方では法解釈學を基盤にした教育方法に依拠しつつ、他方では多様な研究領域・研究方法を見出しながら、今なおその両者を有機的に連づけていられない現状を考えると、極めて今日的な指摘であるといえよう。

ところで、デュギーの註釈学派批判はこの学派の方法を細部にわたりて検討したものではなく、一見外在的批判に止まっている況がある。しかし、それにはかかるべき理由がある。既述のことく、註釈学派は一八世紀自然法思想の産物である近代法体系を絶対無証の存在として捉え、その詳細な註釈に専念するのであるが、デュギーにおいては、その自然法思想自体が形而上学的思考の産物であり、科学的・実証的に証明することのできない諸概念の上に成り立つてゐるにすぎないと、いう前提的認識が存在する。それゆえ、彼にとって、註釈学派の方法を細部にわたって検討批判する必要はなく、この学派の依拠する形而上学的思考を批判することが法科学とりわけ憲法学形成への出発点となるのである。

(1) 形而上学派に対する批判——デュギーの法思想は、全体として、伝統的な法律学の基礎的諸概念を批判する部分と、その批判の上に立つて社会連帯主義的法理論を構成する部分から成り立つてゐる。批判的部分において最も注目されるのは形而上学的思考に対する批判である。彼によれば、形而上学派は、社会科学とりわけ法学および公法学の研究に純然たる演繹的方法を用いている。それは自然法が存在するというア・プリオリな原理に基づくものであり、諸事実をあらかじめ定められた枠組にはめこもうとする方法である。しかし、不幸なことに、この自然法の原理について人々の間に一致点は見出されていない。自然法の原理は時代により、国により、個人によつて異なる。それゆえ、自然法の原理は絶対的なものでもなければ普遍的なものでもない。それは純然たる形而上学的概念であり、不可知の領域に属するものであつて実証科学にとつては無縫のものである。この古典的な精神は、明析性と確定性 (la clarté et

la précision) を求めるとするフランス人の知性の本質的資質 (qualités essentielles de l'intelligence française) に基づいてゐるが、実のところ、それがトトノイ国民の「不動の神政政道」(l'immobilité théocratique) や「ジャコバン的革命」(la révolution jacobine) へと導いてきたのである。<sup>⑤</sup> デュギーはそのことを歴史的に考察し、一七世紀における神法の原理は神政的、君主的諸原理を基礎づけねるものであつたし、一八世紀においては、ルソーはランゲ (Hubert Langset ou Junis Brutus) やホップスの理論を再興することによって、人為的で先入見にもとづく社会契約の原理を表明したと説いてゐる。そして、ルソーのこの原理は半世紀にわたつて社会科学の格率となるのであるが、その信奉者たちは、ア・プリオリな諸原理と古典的精神が一七世紀の神政政治を倒りあげたのと同じく、大革命期のシャコパン主義を導いたといふのがデュギーの結論である。

ところで、このア・プリオリな原理は眞であろうか。デュギーはこの段階ではルソーの社会契約原理に對して内在的批判を加えてはいない。それが展開されるのは中期—後期の法思想においてである。<sup>⑥</sup> したがつて、この時点では、彼は次のように述べるに止まつている。「私はそれについていささかも知るといふはなし、知らうとも思はない。しかし、私はこの演繹的方法が危険なものであろうということ、そして今日に至るまで社会科学の發展を阻んできたのは、その手続の排他的な適用であるということを確証する」。彼によれば、この点については物理学や生物学の歴史が教訓となる。といふのも、これらの科学の領域においても、演繹的方法が採られていた段階では、その發展は足踏み状態にあつたが、ベーコンやガリレ

イのあと観察や実験が重視せられ、演説的方法が放棄されるようになつてから貴重な進歩が見られるようになつたからである。それゆえ、社会科学の領域においても観察の方法に従うべきであり、演説的方法の排除をためらうべきではない。経験に先行し超越するものは、人間には認識不可能であつて科学の対象とはなりえない。唯一の認識可能な世界は現象の世界である。経験のみが認識可能な所与を提供する。「事実の観察によつて証明された事物しか真なるものとして認めないこと、それが科学的方法の第一義的規範である」。

デュギーのこの基本的立場は、後期の法思想にも一貫して受け付がれており、いわば彼の実証主義的方法の基礎をなすものである。

たとえば、後期の代表作である『憲法論』においても次のように述べている。「直接的に検証された事実ではないようなものをすべて排除する」と。それは法学の領域を現実的かつ実証主義的に確定するのに不可欠の条件である。私が傾けたのはこの努力である<sup>(1)</sup>。ただ、この初期段階においては、形而上学的・演説的方法が一般論として排斥されているにすぎず、中期―後期にみられるような「権利」や「国家主権」といった法的諸概念の排除は、具体的な論述としてはみられない。

(2) 社会学における法学の位置——右にみたような形而上学批判に統いて、デュギーは実証科学としての社会学の存在証明を行つている。それはすでにみた「社会学ゼミナール」で展開されているのと同一である。内容的にはモンテスキューを実証科学の創始者として位置づけ、コントにはじまりデュルケームに至る社会学の系譜を考察し、スペンサーの社会有機体論の基本的枠組を用いて社会現象と社会学の関係を論じ、社会学に対する批判を検討して反批判を

加えている。以上の考察のあと、デュギーは社会学における憲法学の位置について説いている。以下、それを見よう。

「社会学ゼミナール」においてみたように、彼によれば、社会学は社会集団の形成、それを支配している法則、社会形態の分析を行うものであるが、法学はその一分野である。その場合、社会有機体論が前提になつてゐることは言うまでもないが、「社会を生物有機体と絶対的に類似せるものと見なさないよう注意しなければならない」との警告がみられる。この警告はそれ以上具体化されないもので、これが中期―後期において社会有機体論を放棄するための伏線になつてゐるかどうかは明瞭ではない。

それはともかく、デュギーによれば、有機体の内には栄養および呼吸の現象 (les phénomènes de nutrition et de respiration) と凝集および管理の現象 (les phénomènes de cohésion et de direction) が見られる。これらの諸現象に対応するのが消化・循環・呼吸の諸官能である。これと同じく、社会の内にも二つの現象とそれに対応する機関が存在する。一つは栄養現象すなわち社会的富 (la richesse sociale) の生産と分配に関する現象であり、自然的諸力 (agents naturels)・労働・資本・交換・制度・交通網は人間社会の循環・呼吸のしくみを構成し、これを考察対象にするのが経済學もしくは政治経済學 (la science économique ou économie politique) である。二つは社会保持の現象すなわち社会的な神経運動のしくみ (système nervo-moteur social) に関する現象であり、法現象として捉えられる。これを対象とするのが法の科学もしくは法学 (la science juridique ou le droit) である。

いっては、「連の神経節 (une série de ganglions nerveux)」から構成された神経中枢 (centres nerveux) がある。そのうち最も重要なのが脳脊髄中枢 (le centre cerebro-spinal) であり、これに全ての神経組織が結びついてゐる。これが同じしきみが社会の内にも見られる。脳脊髄中枢に対応するのが国家 (l'Etat) である。社会の内には二つの神経中枢が見られる。一つは家族・集團・共同体・会社・階級であり、一つは個人である。それゆえ、広く社会現象と呼ばれるものには、一方では諸個人の関係をめぐる現象があり、他方では家族・集團・共同体・会社・階級の形成・発展・機能をめぐる現象がある。さうに今一つ社会有機体の脳脊髄中枢と考えられる国家の形成・発展・機能に関する現象が見られるが、これを考察対象にするのが法の科学のうちの憲法学である。それゆえ、デュギーによれば、「憲法学は社会学の一部であり、そいでは、社会有機体の脳脊髄神経中枢 (centre nerveux cerebro-spinal) と考えられた国家の形成・発展・機能に関する現象を支配してゐる法則を確定すべく探求がなされる。」

憲法学を実証主義的社會学の一部としていのうに位置づけた場合、その講義方法・プラン・精神が自らと明らかになる。すなわち「全てのア・ブリオリな原理を拒否する」と、社會現象を觀察する上、いかなる政治制度もそれ自体としては良くも悪くもなく、全ては単純なる事實であて、それらの事實はそれに先行する事實に由来し、それらの事實を從え、伴つてゐる人々を決定づけるのだといふことを認識しておきながら、これらの事實の諸關係すなわちそれらの事實の繼起と並存を支配している法則を公式化すべく試みること、最後にこれらの法則の助けを借りて現代社会の政治的将来を予見する」とがそれである。

このように、デュギーは、社會学の存在理由を社会有機體論に基いて説くことにより、その一分野としての憲法学のあり方をも提起したのである。彼にとって、憲法学は、國家現象を貫く法則の科学的認識とそれに基づく政治的将来の予見＝政策決定という國家論はかならない。しかし、そこで注意したいのは、「いかなる政治制度もそれ自体としては良くも悪くもなく、全ては單純なる事實」であると述べているように、少なくとも科学的な法則認識の次元では國家の正當性の問題が完全に排除されているということである。この基本的立場が、中期一後期における「社會連帶」を軸とした憲法学の国家論の展開過程でどの程度完全に貫かれるかは、興味ある問題であ。すなわち、先に若干述べた「社會連帶」をめぐる「事実」と「価値」の問題である。それについて別稿に記すとして、次に、デュギーの國家機能の分析を見てみよう。

① R. Bonnard, Léon Duguit. *Ses œuvres. Sa doctrine*, op. cit., p. 8.

② L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., p. 484.

③ E. Durkheim, op. cit., p. 108. *社会學二十九*。

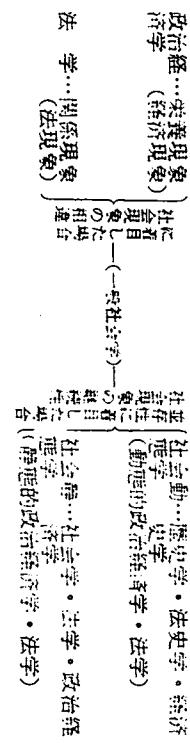
④ ポール・ビョルン・デュギーの科学的な努力は「批判的努力」(effort critique) より「建設的努力」(effort constructif) へと進んで、それが政治努力が「憲法論」によって實現された。R. Bonnard, Léon Duguit. *Ses œuvres. Sa doctrine*, op. cit., p. 7.

⑤ L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., pp. 486-487.

⑥ ibid., p. 485.

⑦ ibid., pp. 485-486.

- ② L. Duguit, *The law and the state*, Harvard law review, vol. xxxI, November 1917, NO. I たゞ、ド・ギーの著書「法と社会」による論述「ド・ギーの実業主義——ハーベー批判を中心として」三志社法学 1917年  
四大演説ト参考。
- ③ L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., p. 486.
- ④ ibid., p. 493.
- ⑤ L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3<sup>e</sup>éd., t. 1, 1927, p. 3.
- ⑥ L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., p. 498.
- ⑦ ibid., pp. 498-499. なお、ド・ギーは「社会がヤマナーハ」において、社会がいかなる部分を有するかについて論じてゐる。それによると、社会現象は「榮養現象」と「医療現象」に分類される。前者は社会的富の生産・分配・消費に関する現象であり、後者は諸個人間の、集團と個人の間の、諸集團相互間の、社会相互間の關係から生ずる現象であり、「法現象」としてある。前者を考察対象にするのが「政治経済学」であり、後者を対象とするのが「法學」である。なお、社会学者は社会現象をその連續性(succession)と並存性(coexistence)の観点から考察するといふが、社会現象の二つの分類が可能となる。それは社会動態学 (la sociologie dynamique) と社會靜態学 (la sociologie statique) である。先の分類に対応せば、動態的政治経済学・法學と靜態的政治経済学・法學が區別される。具体的には、權力学・法史学・経済史学と固有の意味での社會學・法學・政治経済学である。これらを図示すれば次のようになる。



### ② 国家論の展開 —國家機能の分析—

ibid., p. 500.  
ibid., p. 505.

法學が社会学の一 分野として位置づけたド・ギーは、国家機能の分析に取りかかる。彼によれば、国家の役割を「安全の創造者」(producteur de sécurité) いう最も最小限度のものに限定する国家論と、社会生産のあらゆる場面において国家の直接的介入を要求する国家論が存在するが、科学的精神を有する人々は、この介入の範囲と性格が決して絶対的なものではないと考えている。しかし、一九世紀末葉から今世紀初頭にかけて、国家の政治的諸活動はその広がり深さにおいて膨張する傾向にあり、この傾向が社会科学にとっての最大の問題を生み出している。それゆえ「國家・客觀法・実定法」(一九〇一) 以降のド・ギーの国家論の基本的課題は、かかる膨張傾向を伴つた「国家に優越する法規範」(la règle de droit supérieur à l'Etat) の考究およびこの法規範によって「国家の限界を画する原理」の解明であるが、初期段階における法的視点からの国家機能の分析は、その予備的作業をなすものとみてよ。これは、「現代國家の諸機能」という論文を中心としてド・ギーの分析を見てみよう。なお、その場合、ボナールもいふように、ド・ギーは法的視点からの予備的作業をなすにあたり、あらゆる国家機能のうちに「強制的命令」(ordre impératif) という共通の要素を見出してくる点に注意した。しかし、「法的視点を立つならば、国家の機能を作用させ

るところの関係は、「命令者の被命令者に対する関係である」と述べているように、デュギーにとって、国家機能はこの強制的命令の発現形態として捉えられる。

すでにみてきたように、人間社会は一つの自然的事実であり、生物界の一般法則に従って生成・発展・消滅する。結合(*association*)が生物界の一般法則であるように、人間社会もこれに従う。人間は常に社会をなして生存してきた。このように人間を社会的存在たらしめる本質的因素は、「欲求の共通性」(*la communauté de besoins*)である。人間社会はこれによって結合し、その充足のために作動するが、その発展過程は同種から異種への分化の一大法則(*la grande loi de la différenciation*)に従う。この分化は、性の相違にはじまるむしろの社会における階級への分裂、すなわち命令を付与する階級とそれに従う階級への分裂を導く。これによつて人間社会は政治社会となる。デュギーによれば、このような政治社会において、国家は社会組織の一つであり、一人もしくは複数の個人によつて構成され、社会の他のメンバーに命令を付与する一つの社会的機関(*un organe social*)にすぎない。このように、あいある国家機能は命令付与機能として捉えられる。したがつて、国家は君主政・貴族政・民主政といったさまざまな形態をとるが、その本質は命令する階級とされる階級の分化の産物だということである。

(1) 国家機能の史的分析——デュギーは国家機能の変遷を歴史的に考察しているが、その場合に注目されるのは、人間の意識の発達に呼応させて右にみた命令の発現形態——国家機能を分析している点である。すでにみたごとく、人間には社会性の意識と個人性の意識という二重の意識が見られるが、最初に支配的なのは前者である。

歴史的にみた場合、国家の初期段階では社会の集団的利益が個人的利益に優位しており、人々は集合的意識に支配されている。たとえば、原始社会では首長が狩猟と遠征を命じ、各人にその任務を指示し、秩序や安寧を脅かす者を処罰し、紛争に成さをつけるというようにならねばならない。その命令付与関係は専ら集団的利益の観点から形成された個人的・具体的・特殊的関係であつて一般的ではない。そこでは統治機能(*la fonction gouvernementale*)のみが存するにすぎない。ところが、じて統治機能によつて社会生活が保障され、社会的欲求の充足が確保されるにつれて、人々の精神の内に個人的存在の意識、個人的欲求の意識・利己的傾向の意識が粗造される。このような意識の変化は先にみた同種から異種への分化の法則に呼応するものであるが、この段階に至つて集団的利益と同時に個人的利益を護る必要が生じる。これに、一つの利益の調整が必要となり、法の觀念(*la notion de loi*)が形成され、全ての人々に適用可能な一般的命令(*l'ordre général*)が現われる。じの一般的命令の発現形態が国家の立法機能(*la fonction législative*)である。執行機能(*la fonction exécutive*)はこの立法機能に由来する。つまり、一般的命令を何人にも周知徹底せねばならないことから執行機能は派生する。

これまでのところで注目されるのは、第一に、デュギーが、社会有機体論に基づいて、国家を社会の一機関として位置づけている点である。この見方の背後には、当然、他の社会諸機関もまた社会的諸機関として位置づけられるという認識が存在しうるわけで、いわゆる多元的国家論に通ずる考え方でもある。たしかに、デュギーは國家を社会の脳脊髄中枢として位置づけているのであるから、他の社会諸機関より重要な機関として捉えていることは否めないとして

も、そこでは法的観点からする国家の命令付与機能の分析がなされているにすぎず、その命令の正当性をめぐる問題が排除されていながら、他の社会諸集団に対する国家の優位性は絶対的なものではないといわざるをえない。この点、中期—後期における国家論の展開に注目した。第二に、デュギーが国家機能の史的変遷を人々の意識構造の変遷に呼応させて捉えている点も注目されてよい。史的考察がなされている点は、国家機能の分析が平面的なものに終始するのを防ぐという点で評価に値するが、それが人々の意識にのみ呼応させた考察に終始している点は一考を要する。というのも、その意識の変遷の原因が奈辺に存するかが明瞭にされないかぎり、国家機能の史的分析も所詮は表層的次元に止まらざるをえないからである。たしかに、デュギーはこれらの意識の変化が同種から異種への分化の法則に基づくものであるとは述べてはいるが、生物学的な分化の法則は人間社会の史的発展を充分に説明できるものとは考えられない。現に、デュギーはその後社会有機体論を放棄するに至るのである。このような意味で、デュギーの国家機能の史的分析は、国家論の平面化を防ぐという点で評価に値するとしても、なお充分なものであるとはいえない。生物有機体における同種から異種への分化の法則にもとづく人間の意識の変化、それに伴う国家機能の変遷の考察は、いわゆる下部構造と上部構造との関係の観点から再検討を迫られるであろう。

(2) 現代国家の諸機能——先にみたように、現代社会の注目すべき特徴の一つは多種多様な国家機能にある。デュギーによれば、現代国家は、一方では元首・内閣・議会といった諸機関を伴い、他方では市町村(commune)や州(province)といった第二次國家

(Etats secondaires)に分割されていて、中央国家(Etat central)の統制と監督のもとで諸機能を充足する。しかし、現代国家の機能が多種多様なものであるとしても、国家の本質には変りがない。原始的国家がそうであったように、現代国家の本質もまた命令付与機能にある。この命令は、全ての人々に一般的に適用される一般的の命令(l'ordre général)と、特定の人々に適用される特殊的命令(l'ordre spécial)に分類される。さらに、特殊的命令には二つの発現形態が考えられる。すなわち、一般的命令の執行のための特殊的命令と、一般的命令にかかわりなく直接的かつ独自的に特定の人々に課せられる特殊的命令である。これら三種の命令の発現形態は立法機能、執行機能、統治機能として区別される。このうち立法機能は最も重要なものであり、経済・社会に関する国家の重要な任務は立法機能を介して行われる。しかし、戦争や内乱といった政治状況においては公的利益が私的的利益に優先し、個人的意識は集合的意識に吸収されるから、国家の全ての機能は統治機能に収約される。フランスの実定法上統治行為(*actes de gouvernement*)が認められているのはこのためである。<sup>⑩</sup>

デュギーがこのように国家機能を三機能に分類した上でなお統治機能を重視する背景には、社会有機体論に基づく社会的認識が存在し、しかも、それが彼自身意識すると否とにかかわらず、一つの政治的立場の表明ともなっている。すなわち、現代社会は集団的利益と個人的利益の均衡上に成り立っているが、「しかし、根本的に……個人は社会を構成する細胞としてしか存在しないのであり、個人生活は社会生活から導き出されるのであって、優越的利益は常に集団的利益である」という認識である。さむにいえば、このよう

な認識は本稿冒頭でみてきた一九世紀末葉のフランスの経済的・社会的・政治的諸状況の反映であり、より限定的には、一八世紀自然法思想の結実たる実定法体系の註釈に専念した註釈学派に代表されるような、個人主義的傾向に対するフランス法学界のリアクションとも考えられる。但し、デュギーは統治機能およびそれを担当する行政権の重要性は認めるが、その全能性を認めてはいないことに注意したい。

次にデュギーによれば、立法機能の直接のコロラリーとしての執行機能は前者とともに拡大するが、現代社会においては、それは先にみた一般的執行機能のほか、次の二つの観点からも捉えられる。一つは集団的利益にかかる一般的命令の発現形態としての行政的執行機能 (*la fonction exécutive administrative*)、二つは個人的利益にかかる一般的命令の発現形態としての司法的執行機能 (*la fonction exécutive judiciaire*) である。なお、立法機能は個人的意識の形成を前提とするものであったが、行政的執行機能と区別された司法的執行機能は立法機能よりも発達した精神状態——人間の知識的進化における新たな分化、すなわち個人的利益に適した全く特別の保護の観念を前提とする。彼によれば、この行政機能と司法機能の区別は一八世紀の哲学と近代法の産物である。「一八世紀の個人主義的哲学、その哲学によって魂を吹きこまれた革命は、集団的利益と個人的利益のかの繙続的な接触、社会の正常な発展を保障するために、それらの利益に均衡をもたらせる必要性を理解していく。それと同時に、行政機能から区別された司法機能の観念を入念に仕上げたのである。われわれのとっている観点からすれば、それは個人的意識の最後の段階である。」

このように、デュギーは、集団的利益——集団的意識から個人的利息——個人的意識へという人間の意識の進化に呼応させて、強制的命令の発現形態としての国家機能を、統治・立法・行政・司法（行政と司法は執行機能の内に包括される）の四機能に分類したのである。それは、人間の意識の進化についての歴史的考察を縦軸とし、発せられる命令がいかなる性格のものであるかという類型的考察を横軸としている点で、国家機能についての新たな分類の試みであつたといえよう。

なお、デュギーは、命令の発現形態としては必ずしも収約されない現代国家の重要な機能として、外交的機能 (*la fonction diplomatique*) と管理的機能 (*la fonction de gestion*) が存在することをも指摘している。前者は、通商・相互防衛等をめぐって他國家との関係において果される国家機能であるが、それは、私人間の法的関係が契約 (*la convention*) に基いて成立することと、国家間の条約 (*la convention*) のもとで実現されるから、命令の発現形態としては取約されえない。しかし、デュギーは、この外交的機能をも人間の意識の進化との関係で捉えている。彼によれば、個人的意識は社会的意識を前提とし、安寧秩序の確保によって、各人がその固有の利益とそれを保護すべき必要性を意識した時点で生ずるが、外交的機能を生み出す意識もこの意識に呼応。後続するものである。国家間の諸関係を生み出す一つの契機は戦争であるが、個人間における意識の進化は国家間にも見られるのであって、戦争は漸次減少し、国家がその命令を国民に発する」とく、諸國家に命令を発する国際的な優越的権威 (*l'autorité supérieure internationale*) が構築されるであろう。かかる状況に至れば、国家の国際的機能は命令付与とい

う国家機能の一般的形態に帰着する。

デュギーが国際連盟の設立をどこまで自覚的と考えていたかは、この時点では必ずしも明瞭でない。しかし、先に見たことから明らかなように、人間の意識の発展過程を踏まえて、国際平和を希求している姿勢には疑いがない。なお、彼は後に、法 (droit) が国家に優越することを説き、そのことは国際社会においても妥当するとして、国際法の存在可能性・国際法による国家関係の規律を示唆している。<sup>⑩</sup>

最後に、公的財産の管理的機能もまた純然たる命令付与関係とは見なしえない。デュギーによれば、公的な富 (richesse) の専有は國家存続の本質的条件であるが、歴史的にみた場合、初期社会にあっては全体主義的意識が支配的であるから、国家による富の専有は専ら命令によるものであった。しかし、社会的意識と個人的意識の分化に伴い、集団的専有と個人的専有の思想が現われる。しかも、ローマ法を介して、財産は法的人格 (la personnalité juridique) の放射物であるとの考え方方が支配的となる。このことから、国家による富の専有・管理もまた国家の法的人格を前提とするとの考え方方が形成される。かくして、個人的財産の管理が契約を介してなされると共に、国家の財産管理もまた契約によらねばならない。国家がその財産管理をめぐって社会諸集団もしくは個人との間に有する関係は、契約によって成り立つ。但し、国家は、その管理的機能において、公権力としての性格」命令付与者としての本質的性格を全て失うわけではない。いわば、「国家は契約することによって命令する」のである。このように、デュギーによれば、国家は管理的機能をめぐって契約者および命令者としての二重の性格を有する。

ここに明らかのように、デュギーは初期段階においては、「権利」および「国家の法的人格」といった法的観念を歴史的考察の成果として認めている。しかし、実証主義的方法の深化とともに、中期―後期の法思想においては、これらの法的観念はいずれも形而上学観念であるとして厳しく批判され、たとえば、「所有権それ自体は、ある一定の経済的立場において、……その個々の立場に応じて諸個人に課せられている社会的使命を自由に充足する権能としてしか認識されないにちがいない」<sup>⑪</sup> というように、先にみた「社会連帶」を充足すべき社会的行為規範の観点から、それらの法的観念の独自性は否定されることになる。そのことは、社会有機体論が放棄されることと共に注目されるところである。

(4) 國家諸機関の協同——ところで、デュギーによれば、小国においてはあらゆる国家機能は一つの国家機関によつても可能であるが、大国においては国家諸機関の協同によらねばならない。この意味において、国家は諸機関の集合体であり、それが国家の人格を構成する。それゆえ、諸機関の機能を協同させるのではなく、分割せんとするような政治制度は非現実的であり、不幸な結果しか生み出さない。<sup>⑫</sup> デュギーのこのような考え方方は、一七八九年の国民議会での権力分立制度をめぐる諸議論を実証的に検討した論文、「権力分立と一七八九年の国民議会」(一八九三)において詳細に展開されている。それによれば、「その単純な諸要素に還元されると、権力分立論は、国家においてその相互の間にいかなる関連もいかなる相互的作用も有しない別個の複数の諸機関を仮設すること、そしていずれの機関に対しても一定の範囲の諸機能を託し、その機関が他の諸機関の協力を得ずしてその諸機能を達成することから成り立っている」。この

ような権力分立制はあるある均衡のとれた政治の基本的条件と言えられたが、デュギーによれば、「これこそまさに異常なもので、錯覚である」。このよろたな錯覚は、「一般的原理に激しく熱中し」、一挙に新たな政治体制を創設するに性急になつてゐる国民議会から生じたものである。この国民議会が権力分立原理を汲みとつた源泉は、モンテスキューの『法の精神』、イギリス憲法・アメリカ憲法であるが、前者から細部にわたる重要な論点が考慮されずに「一般的公式」しか借用されていないし、後者については連邦国家（アメリカ）と中央集権的国家（フランス）の本質的相違が理解されていない。デュギーによれば、「権力の分立」（*séparation des pouvoirs*）と「機能の分立」（*séparation des fonctions*）を混同してはならない。「権力分立の名義のゆゑに、今日では代表機関の協同（collaboration des organes de représentation）と機能の配分（répartition des fonctions）が存在する」のである、第三共和憲法の「ふれやせ」「混同を避けために、権力分立の代りに機関の協同」というべきである。ル・デュギーにとって、「議院内閣制（Le gouvernement parlementaire）は今日まで代表民主制に最もよくみあつた政治形態である。……議院内閣制のみが大臣において集団と個人の諸権利を同時に保障する」ことができるのであり、それは決して権力分立ではなく、逆に権力の協同と通常に基づいてゐるのである。

要するに、デュギーによれば、あるある國家機能の達成は、必然的に、国家の人格を構成する全ての機関の集合的作品である。その協同への参加様式がそれぞれの機関の固有の構造のゆえに異なるにすぎない。厳格な権力分立と、古典的理論であつてしては、「善能

の虐権」（la tyrannie d'une assemblée）ではなく「皇帝の独裁」（le despotisme d'un empereur）による悲劇を招くのみである。それゆえ、議院内閣制のふれやの協同、とりわけそれらの諸機関を究極的に統括する政府と議院の協同が必要であるとするのが、初期段階におけるデュギーの基本的な政治的立場である。これまでみてきた人間の意識の進化という観点から、国家機能の史的考察と、発せられる命令の性格をめぐる類型的考察とは、いずれもこの政治的立場に収斂されているとみて大過ないであろう。否、註釈学派批判をへてとした法科学の確立を求めて社会学の科学性を論証し、その社会学の一分野として憲法学を位置づけたデュギーの初期法思想の展開過程は、全てここに帰着するといって過言ではない。この基本的な政治的立場からかなる具体的提案がなされるかについては、彼の中期～後期の作品をみなければならぬ。

① L. Duguit, Jean-Jacques Rousseau, Kant et Hegel, Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger, 1918, p. 174.

② ibid., p. 175.

③ R. Bonnard, Léon Duguit, Ses œuvres, Sa doctrine, op. cit., p. 10.  
④ L. Duguit, Les fonctions de l'état moderne, Revue internationale de sociologie, 1894, p. 170.

⑤ ibid., p. 164

⑥ ibid., p. 167.

⑦ ibid., pp. 172-173.

⑧ ibid., pp. 173-174.

⑨ ibid., pp. 169-170.

⑩ ibid., pp. 170-171.

- ⑬ ibid., pp. 176-178.
- ⑭ ibid., p. 177.
- ⑮ ibid., pp. 178-183.
- ⑯ ibid., p. 183.
- ⑰ ナ・ギーは、人間の意識の進化と国際関係の形成過程とを歴史的考察し、ナ・ギー・ローラ時代に支配的な意識は各民族固有の人格性の意識であつて、末だ他民族の人格性の意識を伴っていないこと、⑯中世に至りて、教会や封臣制度の影響を受けて諸大國間に外交関係が見られるけれども、それについての意識はまだ抽象でしかなく、その関係を規律するのは各自の取り決めであり、結局のところは物理的力である」と、⑯しかし、ルネサンス・宗教改革・長期戦争が社会的意識・個人的意識・人民対人民の諸関係を発展させ、各国相互の存在観念・人格性の観念を生み出すことによって、一六・一七世紀にかけて、諸国家の行為が条約形式で規律されるべきだとの意識が形成されてくる。⑯（一六四八年のウェストファリア条約）⑯それでもなお物理的力によって国家関係を規律せんとして戦争は頻發するが、やがて戦争それ自体を規律する条約（一六五八年のパリ条約、一八六四年のシ・ネーヴ協定）が登場することを指摘している。ibid., pp. 183-187.
- ⑰ L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3<sup>rd</sup>ed., t. I, 1927, p. 99. R. Bonnard, Léon Duguit. Ses œuvres. Sa doctrine, op. cit., p. 25.
- ⑱ L. Duguit, Les fonctions de l'état moderne, op. cit., pp. 187-180.
- ⑲ L. Duguit, Manuel de droit constitutionnel, 4<sup>th</sup>ed., 1923, Paris, p. 13.
- ⑳ L. Duguit, Les fonctions de l'état moderne, op. cit., pp. 191-192.
- ㉑㉒ L. Duguit, La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789. *Revue d'économie politique*, t. 17, 1893, p. 99.
- ㉓㉔ ibid., p. 110.
- ㉕ ibid., p. 114.
- ㉖ L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3<sup>rd</sup>ed., t. II, 1928, Paris, p. 675.

⑰ ibid., p. 686.

㉗ L. Duguit, *La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789*, op. cit., p. 99.

㉘ L. Duguit, *Les fonctions de l'état moderne*, op. cit., p. 197.  
*La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789*, op. cit., p. 99.

### む ち び

本稿は『國家・各説法・実証法』（一九〇一）以前に発表されたデュギーの四論文を中心にして、彼の初期法思想の紹介と若干の検討をした。デュギーの初期の研究は、彼自身の表現にもみられるように、「法社会学の研究」（Etude de sociologie juridique）と題され、传统的な法律学を批判するに鑑して、デュギーが社会学の成果をとり入れたことは、法学における視野の拡大と法科学確立に向けての土壤形成を意味する。この点に限っただけでも、彼の功績は正に評価されてよい。ところで、ムーロッペにおける法学（とりわけ法哲学）の歴史は、一九世紀に至るまで自然法の歴史であつたと、われておだ。この観点からみれば、一八世紀自然法思想を内在化した近代法体系の無欠缺性を信奉し、その詳細な註釈に専念した註釈派の方法は、自然法論の対蹠に立つ狭義の法実証主義ではあつたが、デュギー自身がのべてゐるように、それは一八世纪自然法論における基本的な法概念・法命題を前提とするものでしかなかつた。その意味において、デュギーが社会学の手法を援用して社会学的実証主義を提起したいたが、論議が詰められねばれは、

法学史における方法論上の「革命」であったといつてよい。法社会学が完全な市民権を得ている今日、ややもするとその歴史的苦闘を忘却しがちであるが、その苦闘の一ページがデュギーによつても描かれたという点は正しくおさえておかねばならない。

ところで、デュギーがこの一ページを描くにあたつて、社会有機体論に依拠したことはすでに見てきたとおりである。一九世紀社会学は、多かれ少なかれ、この社会有機体論に支配されていたのであって、デュギーがそれに依拠せざるをえなかつたこともやむをえぬ歴史的制約であつた。社会認識の進化は、基本的には社会構造の進化に規定されると考えられるが、論者によつて「個」に重点をおくか、「全体」に重点をおくかの違いはあっても、社会は各成員の機能分化にもとづく相互依存関係によつて成り立つてゐるとする考え方には、市民社会の調和のとれた自律的発展という観点に呼応するものとして、一九世紀資本主義を支える主要なイデオロギーであつた。しかし、資本主義の発展が当初予定されていた「調和」の夢を裏切つてゆくにつれて、社会有機体論もまた充分な社会的対応力を失つてゆく。デュギーが社会学の成果を援用した法学研究の一ページを描くのは、まさしくこのような時点である。それゆえ、デュギーはこの時点で社会有機体論に依拠していふとはいへ、社会と生物有機体とを絶対的な同一性を有するものと見ではならないとしており、すでに社会有機体論のみでもつてしては説明しつくしえない社会現象の多様化を捉えていると著えられる。やがて、彼は社会有機体論を放棄するに至るのである。社会有機体論は、生物有機体における各器官と全体との関係から社会における構成員相互の依存関係を類推する点で、もともと社会連帯主義の観点を内含している。社会

構造の進化に伴う社会認識の進化は、やがて、社会学におけるこの生物有機体と社会との類推を止場することになるのであるが、デュギーの初期法思想の段階においてそのきざしが見られる点は注目してよい。デュギーはこの時点ですでに、生物有機体からの類推のみによつて社会構造を捉えるのではなく、両有機体の相違の決定的なメルクマールともいべき人間の意識的存在性に着目することによって、部分的にではあるが、この観点から「社会連帯」の観念を提示しているからである。やがて、デュギーはこの「社会連帯」の観念を軸として法理論を構築することになる。

なお、この人間の意識的存在性の認識という点で今一つ注目しておかねばならないのは、社会学の成果をとり入れたデュギーの法学がこの人間の意識の進化という歴史的観点を内含していることである。この観点が欠落していたならば、デュギーの法社会学的考察は、せいぜいのところ社会現象の類型的分析に終始したであろうし、その後の理論的発展も望みえなかつたであらう。人間の意識の進化という歴史的観点を含むことによつて、彼の法社会学的考察は、社会現象の類型的分析という横軸と、社会現象の歴史的分析という縦軸によつて織り成された作品を生み出しているのである。われわれは、そのことを、強制的命令の発現形態としての国家機能の分析のうちに見てきた。つまり、命令の基本的な性格に関する分析とそれを生み出す人間意識の歴史的考察がそれである。

しかし、人間の意識の進化といふこの歴史的観点は、先に見てきたことと関連づけていえば、社会有機体論の有効性の限界を脱却するためには設定されているにすぎず、この人間の意識の進化が何に起因して現出するのかという点まで深化されてはいない。ここで彼が

言及しているのは、やはり生物有機体における分化の法則のみである。しかし、すでに述べたように、生物有機体における分化の法則は純然たる自然的法則であつて、人間の意識的行為によつて現われた社会現象の歴史的継起を充分に説明しつくすることはできない。社会現象の変遷の原因是、生物有機体からの類推によつてではなく、社会構造の変遷それ自体の内に見出されねばならない。この点、すでに史的唯物論に基づく社会現象の史的分析が提示されているにもかかわらず、デュギーが右のような類推に終始したのは、彼がコント、デュルケーム、スペンサーの社会学にいかに多くを負つていたかを明示するものといえよう。

そのことは、彼の政治的立場にも自づと反映していると考えられる。彼が厳格な権力分立という古典的理論を排斥したことは、社会有機体論を採用したことの必然的結果ではあるが、そのことは彼の現実主義的立場として表現される。すでに、フランス資本主義社会には激化する労資間の階級対立が存在し、しかも、ドレフュス事件に象徴されるような政治状況が存在する。それでもかかわらず、否それゆえにこそ、デュギーの政治的意識は急激なる社会変革を歓迎しない。彼には、大革命およびそれ以降の「ジャコバン的專制」と「皇帝の独裁」という歴史的体験に対する極めて現実主義的な拒否意識が作用している。現存の社会秩序は、生物有機体における進化がそうであるように、漸進的な進化の産物であつて、その漸進性を一挙に超越することは歴史的悲劇の要因でしかない、という意識がデュギーの内に存在する。「社会連帶」の観念を軸とした中期—後期の法思想の展開において一層鮮明になる彼のブチ・ブル的、修正主義的な政治的立場は、ここに起因しているといえよう。デュギーが生き

た一八七五年以降のフランス第三共和制は、ブルジョワ的議会制度を定着させうるか否かという基本的な歴史的課題を背負つた政治体制であるが、そこに様々な難題が存することを充分認識しながらも、デュギーはなおその現実的根本的改革を志向することなく、その政体を前提としてその打開策を講ずるほかない。科学と技術の関係についてのデュギーの考察において一部明らかであるように、前者が社会有機体論にもとづく漸進的な進化という認識を導くものであつたとすれば、それにもとづく技術『政治的将来の予見』政策決定もまた自づと限界性を伴うはかなかつたのである。

一九世紀末葉から今世紀にかけての社会変動は、デュギーに対しても法学方法論上の「革命」を余儀なくさせた。しかし、問題はその社会学的実証主義に基づいて、デュギーがいかなる法理論を構築するか、そしてそれ以降の政治的・社会的状況に対して、その法理論がいかなる有効性を有することになるか、という点である。われわれは、それを彼の中期—後期の法思想の展開の内に見るであろう。